

防油堤目地部の補強材の試験確認に係る業務規程

平成 10 年 3 月 31 日 危保規程第 10 号
改正 令和 3 年 10 月 20 日 危保規程第 29 号
最終改正 令和 6 年 11 月 14 日 危保規程第 35 号

第 1 目的

この業務規程は、「防油堤目地部の補強材の性能等について（平成 10 年 3 月 25 日消防危第 33 号消防庁危険物規制課長通知）」に示された「防油堤目地部の補強に関する技術上の指針」（以下「指針」という。）に規定するゴム製可撓性材及びステンレス製可撓性材（以下「可撓性材」という。）について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が可撓性材を製造する者の申請に基づき、指針の性能に係る試験確認を行う場合の手続き等を定め、もって指針の性能に適合する可撓性材であることを明らかにするとともに、防油堤目地部の補強材の性能の向上に寄与することを目的とする。

第 2 業務の対象

本業務規程に基づく試験確認業務の対象は、指針に規定する可撓性材とする。

第 3 用語の意味

この業務規程で用いる用語の意味は、次による。

1 ゴム製可撓性材

ゴム材料の変形によって相対変位に追従する構造のものであり、ゴム材料のみで作られた単層タイプとゴム材料のほかに強度部材料として繊維等を用いる複合タイプのものをいう。

2 ステンレス製可撓性材

ベローズの個々の山の変形によって相対変位に追従する構造のものであり、単式ベローズと複式ベローズのものをいう。

第 4 試験確認の方法

試験確認の方法は、確認工場方式とする。

ここで、確認工場方式とは、確認工場の指定を希望する可撓性材の製造工場に協会が職員を派遣し、当該工場の製造工程、製造設備、品質管理体制等を確認させるとともに、同一試験区分ごとに当該工場が実施する試験に立ち合わせるか、又は試験記録を確認することによって、指針の性能に適合する可撓性材を継続して製造することができることを認められた場合に、試験確認された試験区分の可撓性材に、第 6 に定める表示を付すことができる工場（以下「確認工場」という。）として指定する方式をいう。

第 5 手続き

試験確認の手続きは、次に定めるところによる。

1 試験確認の申請等

- (1) 確認工場の指定を受けようとする者は、別記様式第1の可撓性材確認工場指定申請書正副2通及び別表第1に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。
- (2) 協会は、申請書類を審査した後、品質管理体制がおおむね整っていると認めるときは、協会の職員を製造工場に派遣する。協会の職員は、製造工場において別表第2に掲げる書類及び製造工程、製造設備、品質管理体制等について実地調査を行うとともに、抜き取った供試品について申請者が実施する試験に立ち合うものとする。
- (3) 協会は、(2)の試験の結果が指針の性能に適合しており、かつ、製造工場の品質管理体制等が適正であり、性能に適合する可撓性材を継続して製造することができると認めた場合は、当該工場を確認工場に指定し、別記様式第2の確認工場指定通知書により、その旨を申請者に通知する。ただし、確認工場に指定することが適当でないと判断した場合は、その理由を記して申請者に通知するものとする。

2 試験確認結果不適合の場合の再申請等

- (1) 確認工場の指定に係る試験確認を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者が、当該試験確認を改めて受けようとする場合は、1、(1)に準じて再申請を行うことができるものとする。この場合において、前回の試験確認時に不適合となった原因及びそれに対して講じた改善措置について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 協会は、再申請があった場合は、1に準じて実地調査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

3 表示

確認工場は、試験確認を受けた試験区分の可撓性材に、第6に定める表示を付すことができる。この場合の手続きは、次に定めるところによる。

- (1) 確認工場が、表示を付そうとする場合は、あらかじめ、別記様式第3の表示登録申請書正副2通に、表示管理計画書及び表示の諸元、図案、色、表示方法等を示す書面を添えて、協会に表示の登録を申請するものとする。
- (2) 協会は、(1)の申請に係る表示が第6に定める事項に適合し、かつ、適正に表示の管理が行われると認められるときは、当該表示を登録し、その旨を別記様式第4の表示登録審査通知書により申請者に通知するものとする。

4 自主試験

確認工場は、可撓性材が指針の性能に適合していることを確認するために必要な試験（以下「自主試験」という。）を実施し、記録を保存しなければならない。また、試験の結果、連続して不適合が発生した場合は、速やかにその旨を協会に通知しなければならない。

5 定期調査

- (1) 確認工場は、1年に1回協会が行う確認工場の調査（以下「定期調査」という。）を受けなければならない。ただし、前回の定期調査以後可撓性材の製造を行っていない確認工場にあっては、この限りでない。
- (2) 定期調査を受けようとする者は、別記様式第5の確認工場定期調査申請書正副2通に別表第1に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。
- (3) 定期調査を行う場合、協会は確認工場に対し、事前に調査実施期日その他調査の実

施に必要な事項を通知するものとする。

- (4) 定期調査は、協会がその職員を確認工場に派遣して、確認工場の品質管理体制、表示の管理状況、確認工場の指定又は前回の定期調査から現在までの可撓性材の製造量の調査を行わせるほか、抜き取った供試品について申請者が実施する試験に立ち合わせるにより行うものとする。ただし、品質管理状況（自主試験の内容を含む。）が良好な場合、試験項目を減じることができるものとする。
- (5) 協会は、定期調査を行った結果を別記様式第 6 の確認工場定期調査結果通知書により申請者に通知する。この場合において、引き続き確認工場に指定することが適当でないと判断した場合は、その理由を記すものとする。

6 再定期調査

- (1) 定期調査を実施した結果不適合となり、協会からその旨の通知を受けた者は、5、(2)に準じて再定期調査の申請を行うことができるものとする。この場合において、前回の定期調査において不適合となった原因及びその改善措置について説明した書類を添付しなければならない。
- (2) 協会は、(1)の申請があった場合は、5、(3)から(5)までに準じて再定期調査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

7 可撓性材の試験区分の追加申請

確認工場が可撓性材の試験区分を新たに追加して試験確認を受けようとする場合は、別記様式第 7 の可撓性材試験確認申請書正副 2 通に、別表第 1 に掲げる書類を添えて協会に申請するものとする。その後の手続き等は 1、(2)以下に準じるものとし、別記様式第 8 の可撓性材試験確認結果通知書により、結果を申請者に通知するものとする。

8 製造設備等の変更届、変更調査

- (1) 確認工場は、製造工程、製造設備、試験設備等を変更しようとする場合は、あらかじめ別記様式第 9 の変更届正副 2 通を協会に届け出るものとし、変更が完了した場合は、協会が軽微な変更と認める場合を除き、協会の確認を受けなければならない。
- (2) 協会は、変更届に係る変更が完了した旨の報告を受けた場合は、軽微な変更と認められる場合を除き協会職員を当該確認工場に派遣し、当該変更に係る調査（以下「変更調査」という。）を行わせるものとする。この場合の手数料は第 11、1、(7)に定めるところによるものとし、その手続き等は、5、(2)に準じるものとする。
- (3) (2)の変更調査は、変更後の品質管理体制、製造設備等を確認するとともに、場合によっては試験による確認を行い、変更後に製造される可撓性材が、指針の性能に適合するか否かについて評価することにより行うものとする。
- (4) 協会は、別記様式第 10 の変更調査結果通知書により、結果を届出者に通知する。ただし、変更後に製造される可撓性材が、指針の性能に適合すると判断できない場合は、その理由を記して届出者に通知するものとする。

9 通知書の再発行

試験確認等を受けた者が通知書の再発行を希望する場合は、別記様式第 11 の通知書再発行申請書によって申請するものとする。協会は、申請理由が妥当であると認めた場合は、通知書を再発行するものとする。

10 その他

- (1) この業務規程に定める試験確認を受けた者は、この業務規程に基づいて協会が交付した文書を改ざんしてはならない。
- (2) この業務規程に定める試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じたときは遅滞なく協会に届け出なければならない。
 - ア 住所又は法人の住所
 - イ 氏名又は法人の名称
 - ウ 法人の代表者の氏名又は職位
 - エ 確認工場の名称
 - オ その他理事長が必要と認めた事項
- (3) この業務規程に定める試験確認の実施において、供試品等を滅失又は毀損しても、協会はその責を負わないものとする。

第6 表示

1 表示事項等

- (1) 試験確認に係る表示には、容易に消えない方法により「試験確認済証」、「指針に基づく可撓性材」、「危険物保安技術協会」の文字及び「KHK」のマークを記載するものとし、表示の大きさは縦横ともおおむね 25 mm以上とする。表示例を別記1に示す。
- (2) 表示の図案、色については、協会に登録したものに限るものとする。

2 表示の位置

表示位置は可撓性材の見やすい位置とする。

3 表示の管理

- (1) 試験確認を受けた者は、表示について次のとおり厳正に管理しなければならない。
 - ア 表示管理責任者の選任
 - イ 表示の原版等の保管管理体制の確立
 - ウ 登録した表示を付した可撓性材の製造量、製造年月日の把握
- (2) 試験確認を受けた者は、(1)の事項について帳簿を整備するとともに、協会が要求した場合にこれを提示しなければならない。
- (3) 試験確認を受けた者は、表示を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。また、表示を他人に占有されたとき（盗難等を含む。）は、直ちに協会に通知しなければならない。

第7 事故等の報告等

- 1 試験確認を受けた者は、試験確認を受けた防油堤目地部の補強材に係る事故等の不具合事象を知り得た場合は、直ちに理事長に報告しなければならないものとする。また、不具合の原因の内容に応じて、出荷した防油堤目地部の補強材について何らかの措置を行う必要が生じた場合は、その内容について理事長に報告しなければならないものとする。
- 2 試験確認を受けた者は、第5、3の表示登録審査通知書及び第6の表示の原版等を他人に占有された場合（盗難等を含む。）は、直ちに理事長に通知しなければならないものとする。

のとする。

第8 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第9 試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第10 申請の不受理等

1 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、これを受理しないことができる。

- (1) 申請者が第9に定める取消し等を受け、3年を経過していない場合
- (2) 第9に定める取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が、申請者又はその役員である場合
- (3) 申請者が、成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者である場合
- (4) 申請者又はその役員が、刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- (5) その他理事長が試験確認を行うことが不適当であると認める場合

2 申請受理の留保

理事長は、次のいずれかに該当する申請については、受理を留保することができる。

- (1) 試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該試験確認を申請する場合に、試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でない認められる場合
- (2) その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第11 手数料等

1 手数料の額は、次に掲げる業務の種類に応じ、それぞれに定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし試験確認又は調査（以下この条において「試験確認等」という）、のため、協会の職員が工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額に相当する額を加算した額とする。

- (1) 第5、1、(1)に定める確認工場の指定
 - ア 試験区分の数が1の場合
436,000円
 - イ 試験区分の数が2以上の場合

436,000 円に、試験区分の数から 1 を減じた数に 97,000 円を乗じた額を加算した額

- (2) 第 5、2、(1)に定める試験確認不適合の場合の再申請
当該再申請に係る試験区分の数に応じ、(1)に準じて算定した額
- (3) 第 5、3、(1)に定める表示の登録申請
5 試験区分ごとに 27,100 円として算定した額
- (4) 第 5、5、(2)に定める定期調査
(1)の額に 0.7 を乗じた額
- (5) 第 5、6、(1)に定める再定期調査
当該再定期調査に係る試験区分の数に応じ、(1)に準じて算定した額に 0.7 を乗じた額
- (6) 第 5、7に定める可撓性材の試験区分の追加申請
追加申請に係る試験区分の数に応じ、(1)に準じて算定した額に 0.7 を乗じた額
- (7) 第 5、8、(2)に定める製造設備、試験設備等の変更調査
1 工場ごとに 145,000 円
- (8) 第 5、9に定める通知書の再発行
1 部につき 1,160 円

2 旅費等の額

- (1) 旅費は次に定める額の合算額とする。
 - ア 日当
1 日につき 2,200 円
 - イ 宿泊料
甲地方 1 日につき 10,900 円
乙地方 1 日につき 9,800 円
 - ウ 交通費相当額
 - (2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額は、(1)にかかわらず、理事長が別に定める。
 - (3) 外国で行う試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。
- 3 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。
- 4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第 12 その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

第 13 雑則

- 1 この業務規程の運用に関し必要な事項は、細則で定める。
- 2 この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附 則（平成 11 年 10 月 19 日危保規程第 27 号）

- 1 この業務規程は、平成 11 年 10 月 19 日から実施する。

附 則（令和 3 年 10 月 20 日危保規程第 29 号）

- 1 この業務規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 14 日危保規程第 35 号）

- 1 この規程は令和 6 年 11 月 14 日から施行する。

別表第 1

1 工場全体に関する事項 (1) 工場の事業概要書 (2) 工場の組織図（各組織の従業員数を含む。）
2 可撓性材を製造する工場に関する事項 (1) 製造設備等の配置図 (2) 工場の組織図及び職種別の従業員数（品質管理責任者の位置づけを明確にする。） (3) 確認工場の指定又は前回の定期調査から現在までの可撓性材の製造量及び指針の品質に係る自主試験記録 (4) 可撓性材に係る社内規格一覧表 (5) 可撓性材の製造工程の概要 (6) 可撓性材の原材料の名称、製造業者の氏名又は名称及び品質確保の方法等の概要 (7) 可撓性材の製造工程中における品質管理の概要 (8) 可撓性材の品質管理特性概要 (9) 可撓性材の製造設備（主要な附属設備を含む。）及びその管理の概要 (10) 可撓性材に係る試験設備（試験装置、試験器具及び測定器具を含む。）及びその管理の概要 (11) 可撓性材に係る苦情処理体制の概要
3 指針の品質に係る試験要領書

備考：1 可撓性材の試験確認を受けようとする場合、組成、成分等についての資料を添付すること。

- 2 定期調査を受けようとする場合又は可撓性材の追加の試験確認を受けようとする場合、既に提出済みの書類と内容が同じものは提出を省略できるものとする。

別表第2

1	社内標準の管理に係る規程
2	材料等の規格一覧表
3	製品規格
4	品質管理に係る規程
5	購買に係る規程
6	製造技術に係る標準
7	製造作業に係る標準
8	製造設備の管理に係る標準
9	試験設備の保守管理に係る規程
10	試験設備等に係る公的検査機関の精度証明一覧表
11	苦情処理に係る規程
12	自主試験の成績表

別記1 表示例

